

## パラオ在住日本人の外国籍配偶者又は子に対する短期滞在査証申請手続きの概要

### A. 対象者

- パラオの長期滞在査証を持ち、在留届を提出している日本人と同居している外国籍配偶者又はその子（特別養子を含む。）
- 数次査証の申請は婚姻期間が1年以上、かつ、日本への出入国歴が1回以上ある者

※申請者が日本人配偶者／親と同居していない場合は、短期滞在査証の親族・知人訪問目的の必要書類をご参照下さい。

### B. 提出書類

1. パスポート
2. 査証（ビザ）申請書
3. 写真1枚（2x2インチ）
4. 婚姻関係又は親子関係を有することを証する書類（婚姻証明書、出生証明書等）
5. パラオに居住する日本人配偶者（又は親）のパスポートコピー
6. パラオに居住する日本人配偶者（又は親）の労働許可証/滞在許可証のコピー
7. 主たる生計維持者（申請人又は日本人配偶者）の渡航費用支弁能力を確認する資料（1つ以上）
  - ・ 公的機関が発給する所得/納税証明書
  - ・ 預金残高証明書（預金通帳、銀行月別明細書等でも可）

（数次査証を希望する場合のみ）

8. 日本への渡航歴を確認できる資料（査証（ビザ）、出入国印等）
9. 数次査証を必要とする理由書（様式任意）
10. 戸籍謄本（4.の提出は必要なし）※発行日から3か月以内のもの

注1：数次査証が発給される場合であっても、「短期滞在」により本邦に入国し、1年の過半を本邦で過ごすことは原則認められません。本邦での滞在が長期化する場合には、別途長期滞在が可能な在留資格を取得することが必要です。

注2：査証（ビザ）申請上必要な場合には、追加資料の提出を求められることがあります。